

令和7年度 大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年8月7日（木）午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：井田委員、田中委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）令和7年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達について
（2）金額審議について
（3）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。

このため、本専門部会は、9名が御出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしく願いします。

部会長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「令和7年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達につい

て」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

8月5日に資料配布いたしました中央最低賃金審議会の目安答申について、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージがございます。

15分ほどの内容となっておりますので、これからご覧いただきます。

【中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ放映】

賃金室長

ビデオメッセージは以上でございます。

ビデオメッセージに関連した資料の説明をいたします。

【中央最低賃金審議会会長のメッセージに関連した資料説明】

賃金室長

以上で説明を終わります。

部 会 長

ただ今のビデオメッセージと事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

部 会 長

それでは、議題2「金額審議」に入ります。

8月5日の専門部会から金額審議に入り、前回は、最初に労側、使側それぞれの基本的な考え方を述べていただいた後、公労会議、公使会議の2者協議を行いました。

前回の概要を申し上げますと、

労側からは、

- ・2025年春季生活闘争では、5%となる賃上げ水準の実現ができていくこと、連合リビングウェイズ1,100円に近づけるべく最低賃金を

上げていくこと

- ・労働力人口の流出の観点からも上位ランク県との地域間額差の是正が求められていること
- ・今年度における高卒初任給額を元に検討した引上げ額を提示する

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・物価の上昇や春闘結果における賃金引き上げ状況及び人材確保の観点から、最低賃金を引き上げることの必要性は理解できる。ただし、エネルギー資源や原材料価格の高騰による物価高等により経営環境は依然として厳しい状況が続いていることから、景気や経営の実態を示した各種指標やデータに基づき、納得感のある慎重な審議が行われるべきであること
- ・中央最低賃金審議会の答申の目安額がこれまでにない金額であることから、改めて答申内容や資料を精査、検討してから提示金額等を協議していくこととしたい

などのご意見がありました。

このような前回の議論を踏まえ、本日は、2回目の金額審議に入りたいと思います。全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、前回と同様、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、3階雇用環境・均等室奥の委員会室を控室として用意し

ています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

最初に、使用者側から、ご意見をお聞きしたいと思います。
労側は、控室にご移動をお願いします。

藤野委員

少し打合せ時間をください。10分弱あれば大丈夫と思います。

部 会 長

分かりました。
10分後に公使会議を始めますのでよろしくお願いいたします。

(休会)

部 会 長

それでは、これから、公使会議に入ります。

(二者協議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。
それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行いました。
本日は使側からお聞きしましたけれども、使側からは、

- ・大分県下における価格転嫁の現状では、十分に転嫁できていない業種も見られる
- ・賃上げ率に関する日商の結果によれば、賃上げした中でも防衛的な賃上げが相当な割合を占めている
- ・労働分配率に関してもいわゆる中小企業は相当分配率が高く、設備投資に回せるというところがみられない
- ・大分県下ではほとんどの企業が中小企業であることから賃上げの余力は少ないのではなかろうかということ
- ・最賃引き上げの影響として日商の結果では、大いに負担、多少負

担という割合は7割強、特に地方では77%を占めている

- ・最低賃金の必要性は理解するものの、急激な引き上げは地方の中小企業にとっては非常に厳しい
- ・令和7年の賃金改定状況調査第4表に基づく賃金の引き上げというのが実態を反映しているのではないかと
ということでの金額の提示がございました。

対して労側の方からは、

- ・価格転嫁が思ったほど進んでいないことも事実であるが、国にしても経済団体としても価格転嫁に頑張っている状況もある
- ・物価上昇は特に地方の生活への影響を与えるという観点からも最低賃金の上昇を行っていくべきではないかと
ということで、前回からの金額の修正はございませんでした。

このような状況から本日は意見が一致せず、結論をまとめるまでに至りませんでした。このため、引き続き協議していきたいと思いますが、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

【意見等なし】

部 会 長

なければ、事務局に連絡事項をお願いします。

賃金室長

次回の専門部会は、8月19日（火）午前10時30分から、この会場で開催をお願いいたします。

部 会 長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、阿部委員、渡辺委員をお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。